

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し傷病手当金を支給するにあたり、次のとおり条例の一部を改正するもの。

1 改正の趣旨

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応第2弾の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、国、県から市町村に対し、傷病手当金の支給に向けた条例整備の要請がされている。

なお、手当金を支給する市町村等に対しては、支給額全額について国が財政支援を行うことになっている。

2 改正の概要

給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（1年6月を限度）のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。その支給額は、1日につき、直近の継続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とする。

（提案理由）

国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、労務に服することができない被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされたことを受け、感染拡大防止の観点から傷病手当金を支給するに当たり、改正の要あるため提案する。

事務連絡  
令和2年3月11日

各市町村国民健康保険主管課 御中  
各市町村後期高齢者医療主管課 御中  
各国民健康保険組合 御中  
神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

日頃から、国民健康保険事業の円滑な運営にご尽力いただきありがとうございます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたところで

す。それを受け、令和2年3月9日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」において、傷病手当金の支給についての詳細が示されたところです。

これらを踏まえ、保険者においては、条例規約等を改正し、傷病手当金の支給に向けた条件整備を図っていただきますようお願いいたします。

また、国民健康保険組合において、既に傷病手当金に関する規約がある場合は、国事務連絡の基準に準拠のうえ、規約基準を別に定めていただきますようお願いいたします。

つきましては、別添エクセルファイル「傷病手当金に係る条例改正予定について(照会)」の回答を3/16(月)までに送付いただきますようお願いいたします。

なお、条例改正等にあたり、以下の留意事項を踏まえ、ご対応をお願いいたします。

1 傷病手当金の支給については、遡及適用されるので、被保険者には最終的には不利益が生じませんが、傷病手当金の性格を踏まえ、事実発生から支給まで長期間置くことは好ましくないと思われることから、できるだけ速やかに実施することが望まれます。

2 予算措置については、出産育児一時金と同列となるため市町村では「項」設定が基本となり、予算科目設定上、議会承認が必要となります。

しかし、一時的なことから「項」設定には必ずしもとられず、「目」での対応でも可能です。

また、予算額については、特に国から基準が示されていないため、各保険者の判断で設定していただくようお願いいたします。(1,000円設定も可能)。給与所得者(青色申告での給与所得者も含む)の所得を踏まえ検討していただくようお願いいたします。

なお、各市町村後期高齢者医療主管課におかれては、後期高齢者医療広域連合の条例改正が3月中に行われる予定であること申し添えます。

問合せ先

【国民健康保険に関すること】

国保指導グループ 神田 坂田

電話 (045) 210-4881

【後期高齢者医療に関すること】

高齢者医療対策グループ 工藤

電話 (045) 210-4881

事務連絡  
令和2年3月10日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する  
傷病手当金の支給等について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたところです。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。以下同じ。）に対する傷病手当金の支給について、管内における感染状況等を踏まえ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合において御検討いただくようお願いしたいと考えております。

つきましては、下記のとおりとりまとめましたので、都道府県におかれては、管内市町村及び国民健康保険組合への周知をお願い申し上げます。

記

- 1 傷病手当金の支給については、市町村、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険組合は、条例又は規約の定めるところにより行うことができることとされているが（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第86条第2項）、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して別添のとおり傷病手当金を支給することについて検討いただきたいこと。

- 2 上記の傷病手当金の支給に要した費用については、市町村、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合への全額の財政支援を行う予定であること。この場合、支給額は給与収入の3分の2に相当する額とし、適用は本年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間とするものであること。
- 3 上記の傷病手当金に対する財政支援の詳細や条例の改正例、事務処理等については、追ってお示しする予定であること。

## 1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金により財政支援**を行うこととする。

- 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

- 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

- 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

- 適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

逗子市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）

逗子市国民健康保険条例施行規則（昭和35年逗子市規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（傷病手当金の支給申請）

- 6 条例附則第10項に規定する傷病手当金の支給を受けようとする者は、第16号様式から第19号様式までの申請書に医師の診断書（医療機関を受診した場合に限る。）、事業主の証明書及び被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

（傷病手当金の適用期間）

- 7 逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年逗子市条例第 号）附則に規定する規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

別表に次のように加える。

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 16   | 国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）      |
| 17   | 国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）     |
| 17の2 | 国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者給付調整記入用） |
| 18   | 国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）      |
| 19   | 国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）     |

第15号様式の次に次の5様式を加える。

第16号様式（別紙）

第17号様式（別紙）

第17号様式の2（別紙）

第18号様式（別紙）

第19号様式（別紙）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。